省令

○厚生労働省令第百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十五項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）及び第百二十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第十一項及び第百六十六条の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高齢受給者証の交付等）	（高齢受給者証の交付等）
第七条の四　（略）	**第七条の四**　（略）
2　前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。	2　前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　高齢受給者証の有効期限に至つたとき。
3～7　（略）	3～7　（略）
（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）	（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）
第二十六条の三　（略）	**第二十六条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。	3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。	二　食事療養減額認定証の有効期限に至つたとき。
4～8　（略）	4～8　（略）
（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）	（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）
第二十六条の六の四　（略）	**第二十六条の六の四**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。	3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。	二　生活療養減額認定証の有効期限に至つたとき。
4～6　（略）	4～6　（略）
（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）	（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）
第二十七条の十三　（略）	**第二十七条の十三**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。	6　認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　特定疾病受療証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から特定疾病受療証の返還の求めがあつたとき。	二　特定疾病受療証の有効期限に至つたとき。
7～11　（略）	7～11　（略）